

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 4 月まで

私は、老後の頼りは年金だと考えて、遅れながらも未納は無いように国民年金保険料を納付してきた。足りないときは、父が金銭面で援助してくれたので、私の代わりに市役所に出向いて過去の未納分を納付する手続を行ってくれたことがあったかもしれない。申立期間の国民年金保険料は、私自身で納付した覚えは無いので、父が納付してくれたと思う。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、老後の頼りは年金だと考えて、遅れながらも未納は無いように国民年金保険料を納付してきたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 53 年 11 月頃払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間であり、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は申立期間以外の期間について、複数回にわたり、特例納付及び過年度納付により保険料を納付してきたことが確認できることから、申立人の申述は基本的に信用できる。

また、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料は平成 2 年 3 月 29 日に納付され、申立期間直後の 2 年 5 月から 4 年 3 月までの期間の保険料は 4 年 7 月 2 日に納付された記録となっているが、申立人自身は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしており、申立人の父が当該期間の保険料を納付したのかもしれないとしていることから、申立期間の保険料についても、

当時、申立人と同居していて、金銭面の管理について 几帳面^きであり、申立人の年金納付を資金面で援助していたとするその父が納付したと考えられる。

さらに、申立人は申立期間を除いて未納期間は無く、60歳に達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

申立期間①及び②の国民年金納付記録は未納となっているが、当時は A 市 B 地区に住み、夫が昭和 57 年 8 月に会社を退職し自営業を始めたので、夫が A 市役所で私と夫の国民年金の加入手続をし、初めは納付書で、また、加入から 1 年以内に私が口座振替の手続をし、夫名義の口座から私と夫の国民年金保険料二人分を納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 3 月頃に払い出されたと推認され、このことによると、申立期間②は国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間②は 12 か月と短期間である上、オンライン記録によると、申立人の申立期間②前後の保険料は納付済みとなっており、一緒に納付したとするその夫は申立期間②の保険料は納付済みとなっていることから、申立人についてもその夫と同様に、申立期間②の保険料を納付していたと考えられる。

2 申立期間①について、申立人は、その夫が昭和 57 年 8 月に会社を退職後、夫が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、初めは納付書で、ま

た、加入から1年以内に申立人が口座振替の手続をし、夫名義の預金口座から夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申述しているが、共に納付したとするその夫の納付記録も申立期間①は未納となっている。

また、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち、57年8月から58年12月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①のうち、昭和59年1月から61年3月までの期間は、保険料を納付することは可能であったが、口座振替では遡って保険料を納付することはできない上、申立人は、保険料を遡って納付した記憶も無い。

加えて、申立期間①のうち、昭和61年4月から62年3月までの期間について、申立人の主張する口座振替の状況について確認することができない。

また、申立期間①は56か月と長期間であり、行政機関においてこのように長期間にわたり国民年金の記録管理の誤りが続いたとは考え難く、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年11月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年3月まで

私は学生時代の国民年金保険料を自分で納付したことはない。

私が学校を卒業し、平成7年4月に就職した後、時期は不明だが、A市役所から学生時代の国民年金保険料の未納分を納付するよう連絡があったため、後でまとめて納付したと母から聞いているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成6年1月頃払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、申立期間前の期間は納付済みとなっている。

また、申立人は、「平成7年4月に就職した後、時期は不明だが、A市役所から学生時代の国民年金保険料の未納分を納付するよう連絡があったため、母が後でまとめて納付した。」としているところ、その母は、「納付したと思う。」と申述している上、オンライン記録によると、平成8年12月5日に過年度納付書が発行されていることから、当該納付書発行時点において、申立期間のうち、6年11月から7年3月までの期間は納付が可能であり、5か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間のうち、平成6年9月及び同年10月の期間については、上記納付書が発行された8年12月の時点では、時効により保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年11月から7年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7726

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 12 日

A病院に勤務していたときの申立期間に係る賞与の記録が無い。申立期間に賞与の支払があったことは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された当時の給与支給明細書（平成 17 年 2 回目賞与）と同じ内容が記載されているとする資料及び給与振込明細一覧表により、申立人は、申立期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の給与支給明細書と同じ内容が記載されているとする資料から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 34 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日
A社に勤務していた期間のうち、平成 16 年 12 月に支給された賞与が厚生年金保険の記録に反映されていないので、調査確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額（34 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、上記支給控除項目一覧表に記載されている申立人を含む多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無いことから、事業主は社会保険事務所（当時）に対し当該期間の賞与の支払に係る届出を行っていないものと推認でき、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を昭和41年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月31日から42年1月6日まで

昭和32年4月1日にA社C工場に入社以来、平成9年3月31日にD社を退社するまで40年継続して勤務していた。そのため厚生年金保険の記録が480か月のはずであるが、479か月となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提供された申立人に係る退職者名簿から判断すると、申立人が、同社に継続して勤務（昭和41年12月31日付けでA社E支店からA社F営業所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和42年1月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7730

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、昭和56年3月31日から同年10月1日までの期間について、C社における申立人の資格喪失日は、同年10月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、28万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和56年3月31日から同年11月1日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社、C社及びD社に継続して勤務していたにもかかわらず、それぞれの会社に入社する際に厚生年金の空白期間がある。これら3つの会社は全て関連企業であるので空白期間を厚生年金の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に昭和45年10月21日から勤務し、1日の空白も無く同社の整備部門を分社化したC社に入社したとしているところ、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。また、申立人と同種の業務に従事していた当時の同僚に照会した結果、

申立人の主張したとおり A 社と C 社に継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うとの供述が得られた上、当該同僚から提出された預金通帳によると、申立期間①前後の給与の振込元として、「C」の名称で継続して振り込まれていること、その振り込まれている金額が申立期間前後でほぼ一定の金額となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 55 年 7 月の記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は当時の資料等が無いため、保険料を納付したか否かについては不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、昭和 56 年 3 月 31 日から同年 10 月 1 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録、申立人の同僚から提出された給与振込口座への振込記録及び複数の同僚の供述により、C 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、昭和 57 年 1 月 18 日に申立人の 56 年 10 月の定時決定が取り消され、被保険者の資格を同年 3 月 31 日に喪失したとする処理が行われていることが確認できる上、C 社が同年 3 月 31 日に適用事業所ではなくなったとする処理についても 57 年 1 月 18 日に行われていることが確認できる。

また、C 社の被保険者の中には、申立人と同様、昭和 56 年 10 月の標準報酬月額の定時決定の取消し及び被保険者資格を喪失した旨の処理が 57 年 1 月 18 日に行われているものが多数存在することから、56 年 3 月 31 日において、同社が厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると申立人について、昭和 56 年 3 月 31 日に

厚生年金の被保険者としての資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年10月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②のうち、昭和56年10月1日から同年11月1日までの期間については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が継続してD社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、同僚から提出された給与振込口座への給与振込記録では、昭和56年10月の給与の記録が確認できない上、社会保険事務所の記録においてD社は同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、同僚によると昭和56年10月分の給与は現金で受領したとしている上、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として昭和56年10月1日から同年11月1日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社の資格喪失日が昭和55年8月31日となっており、同年9月1日にC社に入社していることとなっているが、実際には同年8月1日からC社に入社している。両社は、社長が同一で社名を変えただけである。この1か月の空白は納得ができないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和51年5月1日から勤務し、1日の空白も無く同社の整備部門を分社化したC社に入社したとしているところ、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同種の業務に従事していた当時の同僚に照会した結果、申立人の主張したとおりA社とC社に継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うとの供述が得られた上、当時の同僚から提出された預金通帳によると、申立期間前後の給与の振込元として、「C」の名称で継続して振り込まれていること、その振り込まれている金額が申立期間前後でほぼ一定の金額となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和55年7月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は当時の資料等が無いため、保険料を納付したか否かについては不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和55年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成19年8月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②から⑦までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月20日は3万1,000円、同年12月20日は16万4,000円、17年7月20日は34万3,000円、同年12月20日は34万5,000円、18年7月20日は33万7,000円、同年12月20日は48万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間②から⑦までに係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月1日から21年9月16日まで
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年7月20日
⑦ 平成18年12月20日

A社の勤務期間（申立期間①）に係る厚生年金保険の標準報酬月額と、同社から実際に支給された給与の金額が大幅に異なるので、標準報酬月額を訂正してほしい。また、申立期間②から⑦までについて同社から賞与を支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額、申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①の申立人の標準報酬月額については、申立人提出のA社の給与明細票において確認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち平成19年8月を26万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間①のうち、平成19年8月に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、同僚から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、申立人から提出された給与明細票において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成16年3月から19年7月までの期間及び19年9月から21年8月までの期間については、上記給与明細票において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間②から⑦までについて、申立人提出のA社の賞与明細票により、申立人は当該期間において同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細票において確

認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年7月20日は3万1,000円、同年12月20日は16万4,000円、17年7月20日は34万3,000円、同年12月20日は34万5,000円、18年7月20日は33万7,000円、同年12月20日は48万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、申立期間当時、A社で社会保険業務を担当していたとする元社員のうちの一人は、事業主の指示により賞与支払届を社会保険事務所に提出しなかったと思う旨の供述をしていることから、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7734

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成13年5月は47万円、同年6月は44万円、14年5月から15年2月までは32万円、同年3月は26万円、同年4月から同年8月までは32万円、同年9月から16年10月までは34万円、19年8月は41万円、20年9月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月13日から22年4月1日まで
A社の勤務期間（申立期間）に係る厚生年金保険の標準報酬月額と、同社から実際に支給された給与の金額が大幅に異なるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出のA社の給与明細票において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち平成13年5月は47万円、同年6月は44万円、14年5月から15年2月までは32万円、同年3月は26万円、同年4月から同年8月までは32万円、同年9月から16年10月までは34万円、19年8月は41

万円、20年9月は47万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、申立人提出の給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成13年4月、同年7月から14年4月までの期間、16年11月から19年7月までの期間、同年9月から20年8月までの期間及び同年10月から22年3月までの期間については、上記給与明細票において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

関東（栃木）厚生年金 事案 7735

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月15日から同年6月1日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の欠落に気が付いた。当時、B社（現在は、C社）はD部門とE部門に分かれたが、いずれにせよ自分は継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る人事カード、雇用保険の記録及びA社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は平成元年3月15日にB社からA社に異動し、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された預金通帳の写しにより、平成元年3月24日にA社から給与振込みがあったことが認められる上、申立人と同日にB社からA社に異動した同僚から提出された給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人についても申立期間に係る厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたものと認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないが、閉鎖登記簿謄本により、同社は同年3月15日に設立されていることが確

認できる上、雇用保険の記録により、同社において同日付けで被保険者資格を取得している者が5人いることが確認できることから、同社は申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年6月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、A社が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社の申立期間当時の代表取締役は不明としているが、同社は申立期間において適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 7736

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月15日から同年6月1日まで
平成元年3月にB社（現在は、C社）からA社に移籍したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間の給与はA社から支払われ、当該給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る人事カード、雇用保険の記録及びA社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、平成元年3月15日にB社からA社に異動し、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同日にB社からA社に異動した同僚から提出された給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人についても申立期間に係る厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたものと認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないが、閉鎖登記簿謄本により、同社は同年3月15日に設立されていることが確認できる上、雇用保険の記録により、同社において同日付けで被保険者資格を取得している者が5人いることが確認できることから、同社は申立期

間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年6月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、A社が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社の申立期間当時の代表取締役は不明としているが、同社は申立期間において適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を58万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 11 日

A社に勤務した期間のうち、平成19年12月に支払われた賞与に係る記録が国（厚生労働省）の保管する年金記録に無いことに納得がいかない。申立期間に係る賞与の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、資料を保管しておらず詳細は不明だが、申立期間当時、申立人に賞与を支払ったと回答している。

また、B市から提出された申立人に係る平成20年度市民税・県民税所得回答書及び給与支払報告書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく平成19年の各月の給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間の賞与支払明細書により、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

加えて、申立期間の標準賞与額については、平成20年度市民税・県民税所得回答書及び給与支払報告書において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料額から推認できる賞与額から、58万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行に

については、事業主は社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 7744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工業所（現在は、A社C事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社B工業所で昭和47年3月31日に資格喪失、同社本社で同年4月1日に資格取得しており、1か月の空白期間がある。

申立期間は転勤した時期ではあるが継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社C事業所からの回答により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年4月1日にA社B工業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和47年2月のA社B工業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日

を昭和 47 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（長野）厚生年金 事案 7746

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次の同社B店における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から同社B店に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社本社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次の同社B店における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から同社B店に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社本社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7748

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次の同社B店における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同時期にA社から同社B店に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社本社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7749

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次の同社B店における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から同社B店に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社本社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次の同社B店における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から同社B店に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社本社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次の同社B店における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から同社B店に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社本社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7752

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和24年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次の同社B店における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から同社B店に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社本社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7753

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次のB社における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。
同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から関連会社のB社に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社及びB社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社本社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7754

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次のB社における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。
同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から関連会社のB社に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社及びB社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社本社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7755

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次のB社における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。
同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から関連会社のB社に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社及びB社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社本社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7756

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院）における資格喪失日に係る記録を昭和 58 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
厚生労働省の記録によれば、A病院の資格喪失日が昭和 58 年 8 月 31 日に、C病院の資格取得日が同年 9 月 1 日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。

関連事業所への転勤であり、申立期間も継続してA病院に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B病院からの回答、申立人が保管している申立期間に係る給与支給明細書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A病院及び同病院の関連病院であるC病院に継続して勤務し（昭和 58 年 9 月 1 日にA病院からC病院に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所の担当者は、申立人の申立期間に係る事務の誤りを認めている上、事業主が資格喪失日を昭和 58 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7758

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から同年11月1日まで
申立期間は、B社C工場からA社に出向した時期であり、この間継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、D組合の被保険者期間証明書及び親会社であるB社から提出された個人台帳から判断すると、申立人が申立期間において、B社C工場及びA社に継続して勤務し（B社C工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の事務担当者が、失業保険被保険者資格取得確認通知書等により異動発令日は昭和41年10月1日であると証言していることから、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年11月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7759

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から同年11月1日まで
申立期間は、B社C工場からA社に出向した時期であり、この間継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、D組合の被保険者期間証明書及び親会社であるB社から提出された個人台帳から判断すると、申立人が申立期間において、B社C工場及びA社に継続して勤務し（B社C工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の事務担当者が、失業保険被保険者資格取得確認通知書等により異動発令日は昭和41年10月1日であると証言していることから、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年11月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月1日から同年8月20日まで
② 昭和44年9月1日から47年3月31日まで

国の記録では、私が勤務した申立期間①のA社及び申立期間②のB事業団（現在は、C機構）について、脱退手当金を受け取ったことになっているが、手続をした記憶が無い。第三者委員会で調査の上、申立期間について記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②の事業所において、脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者19人のうち支給記録のある者は申立人を含め3人であることが確認できるほか、申立期間の脱退手当金が、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月半後に支給決定されたこととなっていることなどを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をした可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 21 日から 46 年 1 月 8 日まで
厚生年金保険の記録では、私がA社に勤務していた期間が昭和 45 年 1 月 21 日までとなっているが、保管している厚生年金基金加入員証には、45 年 1 月 21 日再加入、46 年 1 月 8 日喪失の記載がある。45 年 1 月には一度退職しようとしたが、思い直し、厚生年金基金加入員証のとおり勤務しているはずなので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB基金加入員証、複数の同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に昭和 46 年 1 月 7 日まで勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「乗務員は全員が労働組合員であった。」、「組合員は正社員で社会保険に加入していた。」、「社会保険は雇用、厚年、健保のセットで、雇用保険のみに加入することはなかった。」と供述している上、申立期間当時にA社に勤務していた同僚 23 人の雇用保険記録を確認したところ、雇用保険の記録の確認できない3人を除く 20 人の記録は、厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年12月の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は回答をしていないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（群馬）厚生年金 事案 7762

第1 委員会の結論

申立人のA病院における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成19年1月26日、資格喪失日は同年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、36万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月26日から同年4月1日まで

私は、B法人A病院に勤務し、後に個人経営のA病院となった際も、継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在勤務するC病院から提出されたA病院発行の在職証明書から判断すると、申立人は、申立期間においてA病院に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成19年1月26日付けでA病院が厚生年金保険の適用事業所(D)となった際、同日付けで申立人を含め、従業員72人全員が同事業所に係る被保険者資格を取得しているが、その後、同年5月10日に、申立人を含む同事業所に係る全員の被保険者資格の取得取消処理が遡及して行われていることが確認できる上、申立人は既に同年4月1日で別の事業所で共済組合員資格を取得していることが確認できる。

また、年金記録確認群馬地方第三者委員会(当時)に申し立てられたA病院に係る先例事案の調査において、管轄の年金事務所は、この取消処理について、「資格取得取消の届出書の提出は、当時の担当者が事業主へ指示したものであるとの申述が得られたが、その理由は記録が残っておらず

詳細は不明である。」と回答している。

また、前述のとおり、平成19年1月26日付けの被保険者資格の取得者は申立人を含め72人であったことや、申立人の雇用保険の記録により、A病院(D)は、申立期間において厚生年金法に定める適用事業所の要件を満たしていると判断される上、前述の年金事務所は「平成19年1月26日付けのA病院(D)に係る厚生年金保険被保険者資格取得者が72人いることを踏まえると、適用事業所としての適用要件(5人以上)を満たしており、被保険者資格の取得を取り消す合理的理由は無い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)がかかる処理を行う合理的理由は無い上、平成19年5月10日付けで行われた厚生年金保険の取得取消処理は、事実即したものと考えるのが難しく、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA病院(D)における資格取得日は同年1月26日、資格喪失日は同年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者資格の取得取消前における平成19年1月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7763

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B店）における資格取得日に係る記録を昭和62年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月16日から同年4月1日まで
A社C支店に勤務したうちの、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。私はこの期間も変わらずA社C支店で勤務していたので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の回答書、個人別賃金台帳兼源泉徴収簿の記録、E基金の加入者記録票、F組合の健康保険資格証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社（B店）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間におけるA社（B店）に係る資格取得日は、雇用保険の被保険者記録及びF組合の健康保険資格証明書の資格取得日が昭和62年3月16日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B店）における昭和62年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとい判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年1月から19年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月から19年8月まで
申立期間の国民年金保険料については、納付書で3か月ないし6か月ごとに、預貯金を引き出してまとめてA市役所、社会保険事務所（当時）又は銀行で納付していた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付書で3か月ないし6か月ごとに、預貯金を引き出して納付したとしているが、納付場所、納付金額及び納付時期に関する記憶が明確ではなく、申立人が納付を証言してくれる者として挙げたその母からは具体的な供述は得られず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成3年7月に払い出されたと推認され、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡及び別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は32月と長期であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和59年以降はオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月には基礎年金番号制度が導入され、申立期間において記入漏れや記録誤り等の生

じる可能性が極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 10 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 59 年 10 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚のため勤め先を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失したため、A市役所から送られてきた国民年金保険料の納付案内により保険料を納付した。所持する家計簿にも、年金を納付した記載がある。申立期間①及び②が国民年金の未加入期間とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳の国民年金の記号番号は、申立期間②後の昭和 61 年 6 月 2 日に払い出されており、申立人の所持する年金手帳の初めて被保険者となった日には「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されていることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は申立期間①の国民年金の加入手続についての記憶が明確でなく、申立人の夫が厚生年金保険に加入した昭和 59 年 7 月からは、申立人は国民年金の任意加入適用期間となるが、申立人は任意加入手続、厚生年金保険に加入した 59 年 11 月の資格喪失手続及び申立期間②の任意加入手続に関する記憶が無いほか、申立人は、申立期間①の保険料を毎月納付していたとしているが、申立期間当時、A市は2か月ごとに保険料を収納する方法であり、納付頻度が相違するなど、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立人自身が記入していたとする昭和 59 年 2 月の

家計簿（写）及び同年同月以外の7か所に記載されているとする年金の支払に関する内容を根拠として申立てを行っているものの、当時、申立人の夫は国民年金に加入し保険料を納付しており、当該家計簿の記載内容からは、夫の国民年金保険料の納付について記載されたものと推定できることから、申立期間は夫のみが国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然であり、申立人が申立期間に係る自身の国民年金保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立期間当時に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5197

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年8月までの期間、46年3月から同年6月までの期間、48年5月から50年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、同年10月から平成元年7月までの期間及び2年4月から14年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年12月から43年8月まで
② 昭和46年3月から同年6月まで
③ 昭和48年5月から50年3月まで
④ 昭和53年1月から同年3月まで
⑤ 昭和53年10月から平成元年7月まで
⑥ 平成2年4月から14年5月まで

申立期間①について、実家のあるA県B郡C町にいた頃は、詳しい事情や時期は分からないが、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、母が家族の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれたと聞いていた。

申立期間②について、D県に転居後は、はっきりした記憶は無いが国民年金保険料を納付していた。

申立期間③、④、⑤及び⑥について、昭和49年1月の結婚以前の期間及び結婚後の期間は、私がE市役所やF市役所でまとめて国民年金保険料を納付したり、銀行や郵便局で納付した。63年頃経営していた工場の土地を売却した際は、滞納していた税金と一緒に国民年金保険料をまとめて納付したこともある。

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、実家のあるA県B郡C町にいた頃は、

詳しい事情や時期は分からないが、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、家族の分と一緒に私の保険料を納付してくれたと聞いていたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

申立期間②について、申立人は、D県に転居後は、はっきりした記憶は無いが国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、具体的な納付時期、納付期間、納付場所及び納付金額が不明である。

申立期間③、④、⑤及び⑥について、申立人は昭和 49 年 1 月の結婚以前の期間及び結婚後の期間は、E 市役所、F 市役所、銀行及び郵便局で国民年金保険料を納付していたとし、63 年に経営していた工場の土地を売却した際には、滞納していた税金と一緒に国民年金保険料もまとめて納付したと申し立てているが、具体的な納付に関する記憶が明確でない上、その夫の当該期間の国民年金保険料は申立人と同様に未納となっている。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に昭和 42 年 12 月頃に払い出されたと推認される国民年金手帳記号番号（*）以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5198

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年6月まで
20歳になった昭和48年頃、私はA県の学校に行っていたが、母から電話があり、「国民年金に加入し、保険料を払っておく。」と言われたことを覚えている。当時、B市の私の住んでいる地域では納税組合があり、組合長に国民年金保険料を納付していたことを母から聞いていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和48年頃、A県の学校に行っていたが、その母から電話があり、「国民年金に加入し、保険料を払っておく。」と言われたことを覚えており、納税組合の組合長に国民年金保険料を納付していたことをその母から聞いていたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の保険料は遡って納付することが可能であるが、納税組合には遡った保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、B市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、49年7月から50年3月までの保険料を51年10月4日に遡って納付していることが確認できることから、その時点では申立期間の保険料は時効により納付できなかつたと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、

申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（山梨）国民年金 事案 5199

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から48年6月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月から48年6月まで

私は昭和46年11月頃、自分自身の年金がほしいと思い、A町役場（現在は、B市役所）に行き、国民年金に任意加入し、その際に付加年金にも加入した。手続き時に1,100円を納付して領収書もらったことを覚えている。その後、同町役場の男性職員に毎月保険料を納付していた。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年11月頃、自分自身の年金がほしいと思い、A町役場に行き国民年金に任意加入し、その際に付加年金にも加入したと申し立てているが、申立人は国民年金手帳の交付を受けた記憶は無く、同町役場からは納付書も送られてこなかったとしている上、同町役場で手続き時に1,100円を納付したとしているが、当時の付加保険料を含む国民年金保険料額は800円であることから、申立人が納付したとする保険料額と当時の保険料額は相違しているなど、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳及びC市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の昭和48年7月28日から国民年金に任意加入し、併せて付加年金にも加入しているが、申立期間は任意加入期間となるため、遡って保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されており、制度上、保険料を納付することができず、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い

出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間①については、私は学生であったが、私が 20 歳になった頃に父が A 県 B 郡 C 町役場（現在は、D 町役場）で私の国民年金の加入手続を行い、納税組合の集金により国民年金保険料を納付した。

申立期間②については、昭和 59 年 1 月に婚姻した後、私が E 県 F 郡 G 町役場で加入手続を行い、同年 4 月及び 5 月の保険料を現金で納付し、同年 6 月の保険料を振込用紙で納付し、その後の保険料も継続して納付した。

申立期間①及び②が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は学生であったが、申立人が 20 歳になった頃に、その父が C 町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、納税組合の集金により国民年金保険料を納付したとしているが、その父からは高齢のため具体的な証言を得ることができず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、D 町の改製原附票によると、申立人は、申立期間①当時、C 町に住居票があったことが確認できるものの、同町役場は、申立人が同町において国民年金に加入した事実は確認できないとしている上、申立人は同町において交付された年金手帳を紛失したとしており、申立人が同町において国民年金に加入して、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、G町役場で私学共済から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持する年金手帳には「初めて被保険者となった日」が「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されているほか、同町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の資格取得日は、「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されている上、「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第 3 号被保険者該当）届書」によると、申立人自身が同年 4 月 3 日に当該届出を行ったことが確認できることから、申立期間②は未加入期間であり、制度上、保険料納付ができなかったと考えられる。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（新潟）国民年金 事案 5202

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月から平成元年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を一緒に A 銀行 B 支店で納付していたと思う。また、昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の分のみが未納となっているが、夫婦二人分を一緒に納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、自身が夫婦二人分を一緒に納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 52 年 2 月頃払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間の保険料を納付することは可能であるものの、申立人の申立期間の保険料納付に関する記憶が明確ではない上、申立期間と近接する時期に、申立人とその妻の保険料が同一年月日に納付されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。

また、オンライン記録及び C 市（現在は、D 市）の国民年金被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間は、その妻は、国民年金の未加入期間と記録されていることから、当該期間の保険料を納付することは、制度上、できなかつたと考えられ、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の申述と相違する。

さらに、C 市において、40 か月と長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から11年3月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から11年3月まで
② 平成11年5月から同年8月まで

私が保管する私名義の預金通帳では、平成元年11月から4年9月までの期間及び6年2月から9年6月までの期間は毎月国民年金保険料が引き落とされている。

私は、私の国民年金保険料を妻の分と共に口座振替により毎月納付していたので、納付記録が申立期間①が全額免除期間及び未納期間、申立期間②が未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を妻の分と共に口座振替により毎月納付していたとしているが、申立期間①のうち、平成4年4月から6年3月までの期間及び7年4月から11年3月までの期間は全額免除期間となっており、一緒に口座振替により納付したとするその妻も、申立期間①のうち、2年4月から4年3月までの期間は保険料納付済期間となっているものの、同年4月から11年3月までの期間は全額免除期間となっている。

また、申立期間①のうち、申立人及びその妻の上記全額免除期間以外の期間については、申立人から提出された預金通帳及びA信用金庫B支店が保管する申立人名義の自振契約明細照会並びにオンライン記録によれば、当該預金通帳において引き落としされていることが確認できる国民年金保険料はそれぞれ、その妻の上記保険料納付済期間に相当する保険料及び長男の保険料であることがうかがえる。

さらに、申立期間①は 111 か月と長期間であり、行政機関においてこのように長期間にわたり国民年金の記録管理の誤りが続いたとは考え難い。

- 2 申立期間②については、4 か月と短期間であるものの、口座振替により一緒に納付したとするその妻は、当該期間分の保険料を平成 12 年 7 月 3 日にまとめて納付していることから、口座振替による納付とする申立人の主張と相違する。

また、A 信用金庫 B 支店保管の口座振替送付依頼書によれば、平成 11 年 8 月 12 日に申立人とその妻の国民年金保険料の自動振替依頼を行ったことが確認でき、同年 9 月分以降の申立人及びその妻のオンライン記録における収納年月日は同一日となっていることから、申立人がその妻の分と共に口座振替により毎月納付を開始したのはこの時期と確認できる。

- 3 なお、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済み通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①及び②において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

- 4 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から同年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料については、いつかは不明だが、亡くなった父が私の国民年金の加入手続を A 市役所で行い、同時期に同市役所で私の過去の未納保険料を納付したと母から聞いている。

また、父が国民年金加入手続及び保険料納付を行った姉の納付記録に未納はないことから、姉と同様に父は私の保険料も未納なく納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いつかは不明だが、その父が申立人の国民年金の加入手続を A 市役所で行い、同時期に同市役所で申立人の過去の未納保険料を納付したと母から聞いているとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっており証言を得られず、その母は、「夫が娘たちの国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたが、具体的な状況は記憶していない。」としている上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 58 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月から同年 3 月まで

平成 15 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月間は、学生だったが同年 4 月から就職予定だったので、親と相談して学生納付特例制度は使わずに、親からお金を借りて国民年金保険料をまとめて納付した。学生納付特例の申請手続きを行った覚えは無い。申立期間が学生納付特例期間となっているので保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は 3 か月と短期間で、学生納付特例を受けるまでもなかったのに、親と相談して学生納付特例制度は使わずに、親からお金を借りて国民年金保険料をまとめて納付した。学生納付特例の申請手続きを行った覚えは無い。」と申し立てているが、申立人は、「振込用紙が送られてきたので、請求どおりの金額を納付した。どこで、どのように納付したかは全く覚えていない。」としており、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、A 市の申立人に係る国民年金被保険者資格画面（免除状態履歴）によると、「免除状態：学特、受付日：H15. 1. 18、該当日：H15. 1. 31、終了日：H15. 3. 31、裁定日：H15. 2. 7、結果：承認、受付区分：学特」と入力されていることが確認でき、オンライン記録の申立期間の学生納付特例期間と一致しており、同市では、「申立人の学生納付特例の申請書を平成 15 年 1 月 18 日に受付している。」と回答している。

さらに、申立期間は、平成 14 年 4 月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、14 年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなって

いると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5208

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私が20歳になった昭和46年頃に、亡くなった父親から国民年金を掛けておくとの話があった。その後、父から国民年金保険料の納付をやめたという話は聞いていないし、当時、私の保険料を納付できないほど経済的に大変だったという話もなかったが、申立期間の国民年金保険料が未納となっている。当時、実家のA市からB区へ住民票を異動したが、住所変更が原因で未納となったのであれば、48年6月から同年9月までの期間も未納となるはずである。父親が申立期間の国民年金保険料を納付しているはずなので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった昭和46年頃に、亡くなった父親から国民年金を掛けておくとの話があった。父から国民年金保険料の納付をやめたという話は聞いていないし、当時、私の保険料を納付できないほど経済的に大変だったという話もなかった。父親が申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。」と申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和46年3月頃に実家のあるA市で払い出されたと推認され、オンライン記録によると、申立期間前の46年2月から48年9月までは、国民年金保険料納付済期間となっている。

しかしながら、広報C（昭和48年4月15日版）の国民年金だより欄には、「昭和48年度は、国民年金保険料が2倍ぐらいに引き上げられる予定で、とりあえず、48年度の国民年金保険料の納付書は、引き上げにな

らない第一期（４月～６月）と第二期（７月～９月）分を発行しました。改正法案が成立したうえで、後半の三期・四期分の納付書を発行します。」旨の記載がある。

また、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、昭和 48 年 5 月 17 日に A 市から B 区に住民票を異動していることが確認できるところ、A 市は、「昭和 48 年度国民年金第一期分と第二期分の納付通知書の発行年月日は昭和 48 年 4 月 10 日であり、発行時に申立人の住所が当市にあれば、納付通知書を発行し住所地へ郵送している。48 年度の第三期分（10 月～12 月）と第四期分（1 月～3 月）の国民年金保険料納付通知書は、申立人の住所異動年月日が同年 5 月 17 日だとすると、法改正の前に異動しているため、当市では同納付通知書は発行していない。」と回答していることから、その父は、上記申立期間前の保険料は納付できたものの、申立期間の保険料は、同市から納付通知書が送付されなかったため納付できなかったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその父は既に亡くなっており証言を得られず、申立人は A 市での国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人は、「B 区では国民年金の手続を行った記憶は全く無く、B 区から国民年金保険料の納付書は送付されなかったと思う。」と申述していることから、申立期間の保険料の納付状況が不明であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5209

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から50年3月まで

私は、A区B地区で部屋を借りて姉と一緒に住んでいた20歳になった時に、姉に勧められて国民年金の加入手続きを行い、自分で国民年金保険料をB*丁目にあるC信用組合又は仕事場のD地区の近くの郵便局か銀行に納付していた記憶がある。申立期間の国民年金保険料が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区B地区で部屋を借りて姉と一緒に住んでいた20歳になった時に、その姉に勧められて国民年金の加入手続きを行い、自分で国民年金保険料をB*丁目にあるC信用組合又は仕事場のD地区の近くの郵便局か銀行に納付していたと申述しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A区ではなくE区で付番された番号であり、申立人の所持する年金手帳には申立人のA区における住所の記載が無いことを踏まえると、申立人がA区において国民年金の加入手続きを行ったとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の住民登録がE区F地区にあった昭和50年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち48年2月から同年9月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年10月から50年3月までは遡って保険料を納付することができる期間であるが、申立人は、「E区F地区に住んでいた時に、過去の分の保険料の納付書を入手して納付したという記憶は全く無いので、多分していないと思う。」と申述している上、当委員会においてオンライ

ンの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から11年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から11年9月まで

私は、平成7年4月頃、入っている生命保険を止めるとのことで、義妹に年金手帳を預けたことがあった。しばらくして義妹から同手帳を返された際に、「国民年金に加入しておいた。」と言われたが、老いてから年金が少しでも多くもらえるなら良いと思った。その後、A市から国民年金の納付書が届くようになり、それ以降、送付された納付書を使って国民年金保険料を納付していた。

申立期間は国民年金第3号被保険者であったが、A市に国民年金保険料を納付していたので、同市に納付した分を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義妹が国民年金の加入手続をし、その後、A市から国民年金の納付書が届くようになり、それ以降、送付された納付書を使って国民年金保険料を納付していたと申述している。

しかしながら、申立人の住民票によると、申立人は、結婚した昭和43年5月以降現在まで継続してB市に住民登録があることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、A市を住所地とした記載も見られないことから、申立人の住所地とは異なるA市から申立人に国民年金保険料の納付書が送付されたとは考え難い。

また、申立人の所持する年金手帳には、資格取得日が「昭和61年4月1日」、被保険者の種別が「3号」と記載されている上、B市の国民年金保険料納付状況一覧リストによると、申立期間は国民年金第3号被保険者であったことが確認できることから、制度上、申立人に国民年金保険料の納付書が発行されることはない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5211

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 11 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 58 年 12 月まで

私は昭和 58 年に結婚した時、夫が国民年金に加入中であったため、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、その時年金手帳を受け取った。また、国民年金保険料については、その後定期的に金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年に結婚した時、夫が国民年金に加入中であったため、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、その後定期的に国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人からは保険料納付額等の具体的証言が得られず、加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7729

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 5 日から 37 年 2 月 21 日まで
A 県の中学を卒業し、昭和 34 年 4 月に B 区 C 駅前にあった D 社に就職した。1 階に「E 事業所本店」があり、2 階は社長の自宅、3 階が貸部屋、4 階に従業員の寮があり、そこに住み込みで働いていた。見習として、おもに出前を担当していたが、7 か月後の 34 年 11 月からは「E 事業所 G 店」に勤務し、G 店の寮に住み込みで働いた。2 年 3 か月後の 37 年 2 月に本店に戻ってきた。ところが、G 店で働いていた 34 年 11 月 5 日から 37 年 2 月 21 日までの厚生年金保険の記録が無い。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により申立人が申立期間に D 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D 社（適用事業所名は、H 事業所。以下「D 社」という。）は昭和 35 年 3 月 30 日に適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日から 37 年 2 月 21 日までは適用事業所ではなかった期間であることが確認できる。

また、事業主とは連絡が取れず、申立人の勤務実態、保険料控除及び社会保険の適用等について確認することができない。

さらに、D 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚及び申立人と同じく昭和 34 年 4 月 1 日に資格を取得し、申立期間の被保険者記録が無い同僚のうち連絡可能な 8 人に照会し、回答があった 6 人は、申立人の厚生年金保険への加入及び社会保険の適用については不明と供述し

ている。

加えて、被保険者名簿において、申立人と同じく昭和 34 年 4 月 1 日に D 社で資格を取得した同僚 19 人のうち、同年 11 月 5 日に資格を喪失後、37 年 2 月 21 日に再度同事業所が適用事業所となったときに、同事業所において資格を取得した同僚は 11 人確認できるところ、そのうちの複数の同僚は、その間も継続して勤務していたと供述しているものの、全員が申立人と同じく喪失後、再度取得するまでの 27 か月間の被保険者期間が記録されていない。

また、上記回答があった複数の同僚は、自らの昭和 34 年 11 月 5 日から 37 年 2 月 21 日までの被保険者期間が記録されていない理由について、「内容は忘れたが、会社から説明があった。」と供述している。

さらに、申立期間に自らが D 社に勤務していたとする複数の同僚は、その間に給与から保険料を控除されていたかは不明又は控除されていたと思われるが期間は特定できず、具体的な額は記憶に無いと供述しており、申立期間の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 7732

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月25日から24年2月1日まで
A公団B県支局（C営団から名称変更）からD社に異動したが、昭和23年11月25日から24年2月1日まで厚生年金保険の加入記録に3か月の空白がある。この期間は、D社に勤務し、E職として働いた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申述及び申立人が申立期間の前に勤務していたC営団F出張所における元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間において、D社に勤務していたことがうかがえる。

そして、D社は、昭和23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、26年6月30日に適用事業所でなくなっているが、その間に、申立人を含む43人が被保険者資格を取得しており、そのうち、申立人と同じA公団B県支局から異動している者が4人いることが確認できる。

しかしながら、これら4人のうち2人のA公団B県支局における厚生年金保険の資格喪失は、昭和23年5月となっているところ、D社における資格取得は同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年8月1日であり、2人とも3か月の空白期間がある。

また、上記4人のうち、残る2人のA公団B県支局における厚生年金保険の資格喪失は、昭和23年7月及び25年2月となっているところ、D社における資格取得は、それぞれ23年10月1日及び25年3月1日であり、同様に空白期間がある。

さらに、D社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡しているため、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除につい

て確認することができない上、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚で連絡のとれた者が一人おり、当該同僚に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したが、回答を得ることができなかった。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 43 年 12 月まで
② 平成 13 年 4 月から 14 年 8 月まで

私が以前勤務したA社及びB社は社会保険に加入していたはずなのに、私の厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、社会保険への加入を条件に両社で働いていたので、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、C内にあるA社に勤務していたと主張しているところ、C内に存在した同社の元事業主は、「事業を終了した時に関係書類等は廃棄してしまった。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除及び同社における社会保険事務の取扱いについて具体的な供述を得られなかった上、当時の複数の従業員に確認したが、申立人の勤務状況について供述を得られなかったことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び保険料の控除については不明である。

また、上記の元事業主及び申立期間当時の従業員は、申立期間当時、A社には従業員が約 10 人いたと証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 42 年 4 月時点における被保険者数は 5 人であることから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認される。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、申立人が平成 13 年 10 月 23 日から 14 年 8 月 3 日までの一部期間において B 社 D 工場に勤務していたことは、雇用保険の記録により確認できる。

しかしながら、B 社の当時の担当者は、申立人は正社員ではなく、「時給臨時」という勤務形態であり、給与から厚生年金保険料は控除していなかったと回答している。

また、B 社が保管する平成 14 年 2 月以降の給与支給記録によると、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できる上、所得税等の法定控除後の支給額は申立人が所持する当時の預金通帳に記載されている給与振込額と一致する。

3 このほか、両申立期間について、事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 7739

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 28 日から同年 7 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。昭和 45 年 3 月から勤務し、同年 6 月末まで勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社に勤務していたと主張しているところ、同社は、申立人の給与所得の源泉徴収簿を提出し、同徴収簿に「45. 6. 27 退職」と記載されていることから、「昭和 45 年 6 月末日までは、勤務していなかった。」と回答している。

また、申立人の雇用保険の加入記録によると、A社における離職日は、昭和 45 年 6 月 27 日となっており、当該記録は上述の源泉徴収簿における離職記録と一致している上、同社が加入していた厚生年金基金の加入員記録及びオンライン記録の被保険者資格喪失日とも符合していることが確認できる。

さらに、上述の申立人に係る源泉徴収簿において、昭和 45 年 3 月から同年 5 月までの厚生年金保険料は給与から控除されていることが確認できるものの、同年 6 月の保険料控除は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで
厚生労働省の記録によると、A病院（現在は、B病院）の資格喪失日が昭和 59 年 3 月 26 日となっているが、私が保管する退職証明書及び 59 年分源泉徴収票に記載された退職日の記録から同病院には、同年 3 月末まで勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が保管するB病院が発行した退職証明書及び源泉徴収票に記載された退職日の記録から、同病院に昭和 59 年 3 月 31 日まで勤務していたとしている。

しかしながら、B病院の社会保険事務を委任されている社会保険労務士事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は昭和 59 年 3 月 26 日付けで同病院を資格喪失していることが確認できるところ、申立期間当時の複数の同僚は、「申立人を知っているが、申立期間についての勤務状況は不明。」としている。

また、B病院は、保険料は翌月控除であったとしているところ、申立人が保管する上述の源泉徴収票に記載されている昭和 59 年分の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく 58 年 12 月から 59 年 2 月の社会保険料の控除額とおおむね一致していることから、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できない。

さらに、申立人のB病院における雇用保険の記録もオンライン記録と符合していることが確認できる。

加えて、B病院は、申立期間当時の給与支払日は毎月 25 日であったとしており、オンライン記録により、同僚の記録を確認したところ、申立人と同様に 26 日付けで資格喪失となっている同僚が多数存在することから、給与支払日に応じて厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことがうかがえる。

このほか、B病院の事業主は、申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの保険料控除については、当時の資料が無く不明であるとしており、また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 7741（茨城厚生年金事案 1031 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から 39 年 6 月 15 日まで
平成 22 年 10 月 6 日付けで年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）から、同年 4 月 28 日に申し立てた昭和 38 年 3 月 15 日から同年 5 月 8 日までの期間及び同年 6 月 1 日から 39 年 6 月 15 日までの期間について、いずれもあつせんできない旨の通知をいただいたが、A病院には 1 年以上勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらえないことに、納得がいかない。

当該期間について、新たな資料は何も無いが、厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、A病院に勤務していたとする期間のうち昭和 39 年 2 月 1 日以後についてはB社において勤務していることが認められること、A病院における具体的な勤務期間について確認することができないことなどから、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料を提出することなく、昭和 38 年 6 月 1 日から 39 年 6 月 15 日までの期間についてA病院に勤務していたとして再申立てをしているが、C労働局に照会したところ、申立人の雇用保険記録は、申立期間を含む 38 年 6 月 28 日から 40 年 5 月 31 日までとなっており、当該記録には申立人が氏名を記憶しているB社D営業所における同僚全員と同一の事業所番号が記されていること、及び当該同僚の雇用保険記録は、

同社が厚生年金保険の適用事業所となった 39 年 6 月 15 日以前から継続していることから、上述の申立人の雇用保険記録は、同社における記録と推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる新たな関連資料及び周辺事情は見当たらず、年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から同年 12 月 30 日まで

私は、昭和 46 年 6 月 1 日から同年 12 月 30 日まで A 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていた資料等はないが、保険料は控除されていたと思うので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 事業所において、複数の同僚と共に B 業務に従事し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A 事業所（後に法人名は、C 社）が厚生年金保険の適用事業所であった期間は平成 9 年 6 月 1 日から 11 年 6 月 1 日までの期間であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、昭和 46 年 6 月から平成 8 年まで A 事業所に勤務していた同僚は「申立期間頃は、同社は厚生年金保険に加入しておらず、健康保険も国民健康保険だった。」と述べているとともに、申立期間当時、申立人が一緒に勤務していたとする同僚 4 人についても当該期間の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7743

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月10日から25年1月30日まで
私は、昭和24年1月10日から25年1月30日までA社B営業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。
当時の社会状況から、年金制度すら知らされていなかった現状ではあったが、保険料は控除されていたと思うので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真の写しに記載されている同僚のうち、二人の氏名が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できるとともに、一人の同僚の供述から、申立人が期間の特定はできないものの、同社が払下げを受けたとするC地区のD業務に従事していたことは認められる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の同社における勤務期間や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間にA社の本社（E地区）に勤務していた同僚の一人が「F地区には営業所があったが、B地区については営業所があったかどうかは分からない。」と述べているとともに、当該期間に同社の本社において給与等の事務を行っていたほかの同僚は、「勤めが1年にならない人や、D作業に従事していた人は厚生年金保険には入れていなかった。」と述べている。

さらに、申立人が一緒にD作業に従事していたと名前を挙げた5人のうち3人（前記、申立人と一緒に当該事業所で勤務したとする同僚を含

む。)についてもA社における厚生年金保険の加入記録が認められないことから、同社では一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7745

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 9 月 21 日まで

私は、昭和 63 年 4 月に専門学校で紹介でA社に入社した。厚生年金保険の記録は、入社して数か月後に異動になった同社の関連会社であるB社からの加入記録となっていることに疑問がある。

入社時より、給料から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は申立期間にA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と業務内容が同じで、申立人と同日にB社で厚生年金保険の資格を取得した同僚は、厚生年金保険の取扱いについて、「試用期間等の未加入期間があり、未加入期間は厚生年金保険料を控除されていない。」と回答しており、当該同僚が所持している支給明細書から、厚生年金保険に加入していない期間は保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立人と同期入社の人を含む7人の雇用保険と厚生年金保険の資格取得日を調べたところ、6人が雇用保険資格取得後の1か月後から7か月後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、A社は、入社後一定期間をおいて厚生年金保険の資格取得の届出を行っていたことがうかがえる。

さらに、住所が判明したA社及びB社の代表取締役等に文書で照会したところ、転居先不明により、回答を得ることができず、申立人の保険料控除等の状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月1日から33年4月15日まで
② 昭和34年11月1日から35年4月15日まで

私は、昭和30年11月から毎年冬の期間、出稼ぎのためA社でB職として合計7回勤務したが、国（厚生労働省）の記録では、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

毎年同じように出稼ぎで勤務していたのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「失業保険被保険者資格喪失確認通知書の写し」により、申立人が昭和33年4月12日及び35年4月11日に同社において失業保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間①及び②において、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立人の勤務実態は不明であり、申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったか否かについても不明。」と回答している。

また、申立期間①及び②当時の経理給与事務担当者は、「昭和30年頃は、失業保険には強制加入させていたが、厚生年金は本人が加入したくないと言えば会社も無理に入れていなかった。」と供述している上、34年10月頃から申立人と同じB職をしていたとする同僚は、「当時、会社は厚生年金の加入について希望を聞いていたような気がする。」と供述していることから、同社は失業保険の資格を取得させていた被保険者に対し必ずしも厚生年金保険の資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人はA社に前後7回勤務していたとしているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の最初の資格取得日（昭和30年11月1日）の健康保険番号は*番、2回目の資格取得日（昭和31年12月1日）の健康保険番号は*番、3回目の資格取得日（昭和33年11月1日）の健康保険番号は*番、4回目の資格取得日（昭和35年12月1日）の健康保険番号は*番、最後の資格取得日（昭和36年12月1日）の健康保険番号は*番が確認できるものの、そのほかに申立人の名前は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月頃から 63 年 7 月 1 日まで
A事業所にB職として勤務していた際の年金記録が無い。事業主は、隣接していた事業所長であった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時のA事業所についての詳細を記憶しており、その供述は関係者の供述とも一致していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、申立事業所は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立期間に申立事業所の所長を務めていたとする者は、雇われ所長であり経営には関わっておらず、申立内容については分からない旨回答している。

さらに、申立人が勤務していた申立事業所に隣接する事業所は、i) 申立事業所は関係施設であったが既に廃業しており、現在、申立人の在籍に関する資料の保管は無いこと、ii) 申立事業所は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、厚生年金保険料の控除はしていないこと、iii) 保管していた申立事業所に係る平成14年賃金台帳において、申立期間当時から継続して申立事業所に勤務していた同僚は、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることを回答している上、当該同僚と氏名及び生年月日が一致する者に申立事業所の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、C区及びD会によれば、申立事業所は平成7年に一旦、E機関の廃止手続が行われ、当時の開設者は既に亡くなっており、供述を得ることができず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 7765

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月1日から39年3月30日まで
② 昭和39年11月1日から40年3月30日まで
③ 昭和40年11月1日から41年3月30日まで
④ 昭和41年11月1日から42年3月30日まで

年金事務所の記録では、A社B工場に勤務していた期間の記録が無い。農繁期以外の季節労働勤務であったが、同じ仕事をしていた同僚には記録があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主及び申立期間当時に申立事業所において人事・給与計算を担当していた同僚は、「原則として季節労働者は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除していなかった。」と回答している。

また、申立事業所において厚生年金保険に加入し、申立人を記憶していた同僚は、「申立人と共に数年間、季節労働で勤務していたが、その間は厚生年金保険に加入していなかった。その後、社員になって初めて厚生年金保険に加入し、保険料が控除された。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚も、「申立人と同じ仕事をしていたことには間違いないが、申立人は季節労働勤務、私は長期の継続勤務という違いがあった。」と供述している。

さらに、申立事業所の申立期間に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付している

ことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 7766

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 58 年 12 月まで
年金事務所の記録では、A社に勤務していた期間の記録が無い。複数の同僚には記録があり、自分だけ厚生年金保険の被保険者記録が無いことには納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人のA社における入社日は昭和54年4月1日、離職日は55年12月31日であることが確認できる上、同僚二人が申立人の氏名を記憶していることから、申立人が申立期間の一部において申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人と同じ職種であった同僚（以下「同職種の同僚」という。）についても、申立人同様に申立期間の一部に雇用保険の加入記録は確認できるものの、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人を記憶していた同僚のうちの一人は、申立人及び同職種の同僚の二人は歩合給制で勤務していたため、厚生年金保険はほかの同僚と異なる扱いがされていた可能性がある旨供述している。

さらに、申立人は申立期間に国民年金に加入しており、昭和55年4月1日から58年4月1日までの期間においては、申請による保険料全額免除期間であることが確認できる上、申立期間のうちの56年6月18日から同年12月11日までの期間においては、申立事業所を離職したことに伴う基本手当（雇用保険の求職者給付）を受給していることが確認できる。

加えて、申立事業所の申立期間に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立事業所は既に解散し、事業主も亡くなっており、供述を得ることができないことから、

申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。